



## 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

### 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実

- 【ア】共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実 **重点施策⑮**
- 【イ】特別支援学校教諭免許状の取得促進
  - 【ウ】障害者雇用の推進
  - 【エ】小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
  - 【オ】障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進（再掲）
  - 【カ】障害のある子供たちの生涯学習の推進



岩槻はるかぜ特別支援学校  
(令和5年度開校)

- 自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業 (1,574,548千円) (担当:特別支援教育課) 【7】  
特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するための教育環境の整備充実を図る。
  - ・ 大宮商業高校内分校(仮称)、新座柳瀬高校内分校(仮称)、三郷北高校内分校(仮称)の整備(工事) (令和6年度開校)
  - ・ 川口特別支援学校の増築(設計等) (令和8・令和10年度供用開始)

- 共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業 (15,356千円)  
(担当:特別支援教育課、高校教育指導課、義務教育指導課) 【7】【エ】

「インクルーシブ教育システムの構築」に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備する。

- ・ 発達障害支援  
切れ目のない支援体制の構築に向けた研修の実施
- ・ 小学校入学前における支援体制整備  
福祉部との連携、就学支援担当者の専門性の向上
- ・ 高等学校における支援体制の整備  
臨床心理士等の専門家を活用した巡回支援
- ・ 特別支援学校による支援体制の充実  
センター的機能の向上、特別支援学校教諭免許保有率の向上
- ・ 人材育成・指導力向上  
研修会の充実、教員の専門性・指導力の向上
- ・ 連携支援の充実  
外部人材の活用等による特別支援教育推進のための連携支援体制づくり(ボランティアの育成・活用、県民のつどいの開催)



- **県立高校教育環境整備支援事業**（５７，１９２千円\*）（担当：高校教育指導課）【7】  
 ノーマライゼーション教育の理念に基づき、障害のある生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう県立高等学校における教育環境の整備を行う。  
 また、指定校において通級指導の実施、教材等の整備を行い、適切な指導体制の在り方を研究する。
- **特別支援学校医療的ケア体制整備事業【一部新規】**（６４，１５０千円）（担当：特別支援教育課）【7】  
 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、主治医及び相談医の指導助言の下、看護師資格を有する教員や一定の研修を修了した教員が医療的ケアを行うことにより、幼児児童生徒が安心して学習できる環境づくりを進める。  
 スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシーを利用する場合に同乗する看護師の費用を補助、看護師の委託方式を実施することで、医療的ケア児が医療的ケアのない児童等と共に教育を受けられるよう、校内の医療的ケア体制の充実を進める。
- **採用選考による障害者雇用**（担当：総務課、県立学校人事課、小中学校人事課、教職員採用課）【7】  
 障害者を対象とした教員の募集、採用選考試験の工夫・改善や、障害のある教員の配置拡大に向けた環境整備を図る。
- **障害者雇用推進事業**（８６９，２７５千円\*）（担当：総務課、県立学校人事課、小中学校人事課）【7】  
 教育局課所館及び県立学校、小・中学校において事務補助等を行う障害のある会計年度任用職員を雇用して、障害者の働く場を拡大するとともに、サポートする支援員を配置するなど、障害者が働きやすい環境を整備する。
- **小中学校等特別支援教育推進事業**（９，９３６千円）（担当：義務教育指導課）【エ】【7】  
 小・中学校等において特別支援教育推進専門員を活用した巡回支援を実施する。
- **自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業**【オ】（施策 11 参照）
- **障害のある子供たちの超スマート社会を生き抜く力を育むＩＣＴ環境整備事業**【オ】（施策 21 参照）
- **特別支援学校教育施設整備事業**【オ】（施策 21 参照）
- **共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業のうち**
  - **生涯学習支援アドバイザーの派遣**（１００千円）（担当：特別支援教育課）【カ】  
 特別支援学校における障害者の生涯を通じた多様な学習活動のための土台づくりを推進する。  
 ・特別支援学校卒業生等による講演や体験授業

## 施策 14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

- [ア] 教育相談活動の推進（再掲） **重点施策⑬**
- [イ] 不登校の未然防止の推進
- [ウ] 不登校児童生徒の教育機会の確保 **重点施策⑬**
- [エ] 意欲に応える学習機会の提供
- [オ] 高校中途退学防止対策の推進
- [カ] 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援



不登校生徒支援教室「いっぽ」

- いじめ・不登校対策相談事業【一部新規】 [ア][ウ]  
生徒指導上の課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。
  - ・ スクールカウンセラーの配置（再掲）
  - ・ スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
  - ・ 中学校配置相談員助成事業（再掲）
  - ・ オンライン相談体制の整備（再掲）
  - ・ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に関する研究  
戸田翔陽高校の校舎内に不登校生徒支援教室「いっぽ」を設置し、戸田市教育委員会と連携し、学習支援やスクールカウンセラーによる相談を実施する。またこの取組を通じ、不登校児童生徒に対する効果的な教育活動について実践研究するとともに、得られた成果や課題に対する対応など不登校児童生徒への支援の好事例を市町村へ発信することで、支援体制の更なる充実を図る。
- 教育相談事業のうち
  - 電話教育相談 [ア][イ]（施策 7 参照）
- SNSを活用した教育相談体制整備事業 [ア][イ]（施策 7 参照）
- 民間団体等との連携（担当：生徒指導課） [ウ]  
不登校の子を持つ親の会や民間団体等を構成員とする「官民連携会議」を定期的実施し、情報交換を行う。また当該組織と連携し、「保護者や教員のための不登校セミナー」等を開催し、不登校児童生徒やその保護者への支援に関する情報を提供する。また、「子供たちとその保護者のための不登校支援サイト」の掲載内容を充実させ、不登校児童生徒への理解促進や支援に関する情報発信に努める。
- 課題を抱える生徒のための学習支援プランのうち
  - 学習サポーターの配置【一部新規】 [エ][オ]（施策 16 参照）

○ 中途退学の防止（担当：生徒指導課）【7】【か】

生徒の抱える多様な問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することにより、中途退学の未然防止を図る。また地域の多様な支援機関と学校・生徒との関係性を構築することで、万が一中途退学した場合にも社会的孤立に陥らないように、切れ目のない支援に努めていく。

## 施策 15 経済的に困難な子供への支援

### 【7】修学に対する支援

#### 【1】学校における学力保障と関係機関との連携の推進

○ 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業（1,369,596千円）（担当：財務課）【7】

教科書費などの授業料以外の教育費負担を軽減し、国公立高校生等の修学を支援するため、低所得世帯を対象に給付金を支給する。

○ 埼玉県高等学校等奨学金事業（695,546千円\*）（担当：財務課）【7】

経済的理由により修学が困難な高校生等に対して奨学金を貸与する。

・ 貸与枠

令和5年度在校生向け 5,700人

令和6年度入学生向け 1,800人

○ 「未来を生き抜く人財育成」学力保障スクラム事業（担当：義務教育指導課）【1】

家庭の経済状況などから学力に課題を抱える児童の学力の向上を図るため、学校における教育的支援の方法を研究・実践する。

・ 授業内外の学習支援などの取組を実施

○ 課題を抱える生徒のための学習支援プランのうち

● 学習サポーターの配置【一部新規】【1】（施策16参照）

## 施策 16 一人一人の状況に応じた支援

- [ア] 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援 **重点施策⑬**
- [イ] 家庭教育に課題を抱える保護者への支援
- [ウ] 中学校夜間学級の支援
- [エ] 学力に課題のある児童生徒への教育支援
- [オ] 児童生徒の抱える様々な課題への支援 **重点施策⑭**



学習サポーターによる学習支援の様子

- 課題を抱える生徒のための学習支援プラン【一部新規】（68,029千円）（担当：高校教育指導課） [ア][イ]  
日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高等学校に日本語支援員を配置し、言語に起因する学校生活の問題解決を図り、学習環境を整備する。また、基礎学力に課題を抱えた高校生を対象として、大学生等を学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進める。
  - ・ 日本語支援員の配置、音声翻訳機の配備等による通訳支援
  - ・ 学習サポーターの配置、学習サポーターへの研修
- 帰国児童生徒等への教育充実・サポート事業（2,998千円\*）（担当：義務教育指導課） [ア]  
海外に所在する企業等で働く保護者やその子供及び県内に在住する帰国・外国人児童生徒やその保護者を対象に、学習面や学校生活面での支援体制の充実を図る。
  - ・ 支援アドバイザーや国際交流員の学校等への派遣
  - ・ 多言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語）によるニュースレターの発行
  - ・ 日本語指導研修会の実施（2回）
- 中学校夜間学級の支援（担当：小中学校人事課、義務教育指導課） [ウ]  
中学校夜間学級開校後における様々な課題解決に向けた支援を行うため、連絡協議会において、日本語指導に関わる特別の教育課程や、学校運営に係る諸課題について協議し、適切な教育課程の編成及びその実施について、指導助言を行うと共に、諸課題の解決に向けた支援を行う。
- 「未来を生き抜く人財育成」学力保障スクラム事業 [イ]（施策15参照）
- 放課後子供教室推進事業 [イ]（施策24参照）
- 学校におけるヤングケアラー支援事業【一部新規】（5,582千円）（担当：人権教育課） [オ]  
児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する認識を深めるとともに、福祉部と連携し、適切な支援につなげる環境を整備する。
  - ・ 市町村を対象とした元ヤングケアラーや専門家等を講師とする講演会及び交流相談会、県職員による説明会等で構成する「ヤングケアラーサポートクラス（YCS C）」（出張授業）の実施
  - ・ 県立高校を対象としたヤングケアラーに関する授業を含む学校独自のプログラムを実施する「自走式」ヤングケアラーサポートクラスの実施

- いじめ・不登校対策相談事業【一部新規】 【才】（施策 7、14 参照）
- 教育相談事業のうち
  - 電話教育相談 【才】（施策 7 参照）
- SNS を活用した教育相談体制整備事業 【才】（施策 7 参照）
- 性の多様性を尊重した教育推進事業【一部新規】 【才】（施策 8 参照）
- 児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業 【才】（施策 8 参照）